

計量法第 28 条に基づく選定基準

| 申請日 | 申請者 | 書類審査 | 現地調査 |
|----------|-----|----------------------------|----------------------------|
| 令和 年 月 日 | | 調査日 令和 年 月 日 調査員 調査員 | 調査日 令和 年 月 日 調査員 調査員 |

| 審査項目 | 審査基準 | 個別評価 | |
|------|---|---|-----|
| 書類審査 | | | |
| 1 | ・定款又は寄付行為 | ・定款・寄付行為の事業項目に、はかりの検査業務（代検査等）の記載がある。 | 適・否 |
| | ・法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）（発行3か月以内のもの） | ・申請者の法人名及び役員名が法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）と同一である。 | 適・否 |
| | ・会社経歴書又は会社概要書 ・事業所一覧 | ・市内に本社又は事業所がある。 | 適・否 |
| 2 | ・申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表 | ・検査業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有している。 | 適・否 |
| | | ・財産目録及び貸借対照表に記載されている内容（資産、負債及び正味財産など）から、良好な経営状態であることが判断できる。 | 適・否 |
| 3 | ・申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 | ・定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とが区分されている。 | 適・否 |
| | | ・定期検査の業務が適性かつ円滑に実施できるよう計画されている。 | 適・否 |
| | | ・定期検査の業務に係る費用が適正に計上されており、その収支が均衡している。 | 適・否 |

| | | |
|---|--|---|
| 4 | ・次に掲げる事項を記載した書面 | |
| ア | <p>・役員又は事業主の氏名及び履歴、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合（一覧表・組織図）</p> | <p>・役員全員の氏名及び履歴</p> <p>・役員の総括表として、役職名、氏名、略歴、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表</p> <p>・構成員の主たる者の役職名、氏名、略歴、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表（構成員の主たる者の氏名は、10名とする。なお、会員の種別がある場合は、種別ごとに10名を記載し、10名に達しない場合は全会員とする。）</p> <p>・構成員の構成割合</p> <p>・組織図</p> <hr/> <p>・役員若しくは構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼさない。</p> |
| イ | ・定期検査の業務を行う特定計量器の種類 | <p>・計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに同第2号に規定する皮革面積計（計量法第19条第1項第1号～第3号を除く。）</p> |
| ウ | ・定期検査の業務を行う地域 | <p>・西暦（和暦）の奇数年度は兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区、西暦（和暦）の偶数年度は東灘区・灘区・中央区・北区。</p> <p>ただし、皮革面積計は毎年度市内全域。</p> |
| エ | ・1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数 | <p>・西暦（和暦）の奇数年度及び西暦（和暦）の偶数年度のそれぞれ1年間に定期検査を行うことができる検査対象事業所数及び特定計量器数が、検査対象予定戸数及び検査対象予定器数と同等もしくはその数を超えるものである。</p> |
| オ | <p>・定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（市が所有する「検査設備等」については、貸与することが可能）</p> | <p>・定期検査業務に用いる器具、機械又は装置（以下「検査設備等」という。）を所持又は借入れができる。（具体的には基準分銅等）</p> <hr/> <p>・所持又は借入れた検査設備等の性能及び数で、定期検査業務を的確に遂行できる。</p> |

| | | | |
|---|--|---|-----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・検査設備等を借入れる場合は貸借契約を締結し、必要とするときは専用使用できる。 | 適・否 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・所持又は借入れる検査設備等の保管場所が適正であり、その場所が明示されている。 | 適・否 |
| 力 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査を実施する者の資格及び数 | <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市が委託する定期検査業務を行うために一般計量士等が2名以上いる。(うち1名以上は一般計量士であること。その他の者については、短期計量教習以上の課程を修了した者で、指定に係る実務経験が1年以上のものも可。) ・計量士登録証の写し、短期計量教習以上修了者にあつては、修了書の写し及び指定に係る実務経験が1年以上あることを説明した書類により、資格が確認できる。 | 適・否 |
| キ | <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の種類ごとに事業規模及び概要が記載されている。 ・定期検査以外の業務を行っている場合には、定期検査の会計処理等と定期検査以外の会計処理等が明確に区分できている。 | 適・否 |
| ク | <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査手数料の額 | <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市手数料条例並びに同施行規則に定める額である。 | 適・否 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法第27条(欠格条項)各号の規定に該当しないことを説明した書面(誓約書等) | <p>次の各号のいずれかに該当する者は、第20条第1項の指定を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 2 第38条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 3 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの | 適・否 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が省令第2条の3(適合要件)の各号の規定に適合することを説明した書類(誓約書等) | <p>法第28条第4号の経済産業省令で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の定期検査の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 2 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。 3 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・役員もしくは構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼさない。 ・商業的、金銭的等による担当者への圧力が排除されている。 | 適・否 |

| | | | |
|-----------|---------|--|-----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・組織が非差別的手続き、方法で運営されている。 ・検査品目又は競合品目の設計、製造、供給に関与していない。 ・機密性を確保できる。 | |
| 7 | ・その他 | ・定期検査業務を実施するにあたり、その業務が適正かつ円滑に行える。 | 適・否 |
| | | ・市税並びに消費税及び地方消費税について滞納又は未申告がないこと。(直近3年度分) | 適・否 |
| | | ・神戸市から指名停止の措置をうけていないこと。(応募から業務委託契約の締結までの期間) | 適・否 |
| | | ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。 | 適・否 |
| | | ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していない、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。 | 適・否 |
| 現 地 調 査 | | | |
| | ・現地調査結果 | ・現地調査を行った結果、申請書類との不突合がない。 | 適・否 |
| 上記の審査の結果、 | | <input type="checkbox"/> 適当である。 <input type="checkbox"/> 不適當である。 | |